

# はい作業主任者技能講習

【茨城労働局長登録教習機関 登録番号 3-1】

1. 目的 労働安全衛生法第14条に基づく、高さが2m以上のはいのはい付け又ははいくずし業務に従事する者の技能講習
2. 講習期間 2日間 午前9時00分開始（開始時間の10分前までに集合して下さい）
3. 受講資格 はい付け又ははいくずしの作業に3年以上従事した経験を有する者
4. 講習内容 学科のみの講習

【定員 水戸60名 鹿嶋100名】

区分	講習科目	時間 (休憩時間除く)
第一日	「はい」に関する知識	3
	人力によるはい付け又ははいくずしの作業に関する知識	4
第二日	人力によるはい付け又ははいくずしの作業に関する知識	1
	機械等によるはい付け又ははいくずしに必要な機械荷役の知識	3
	関係法令	1
	修了試験	1

5. 受講料 会員 ¥16,280 (テキスト代支部負担 税込)  
非会員 ¥18,260 (テキスト代 ¥1,980 税込)